

受付終了分

# 小規模保育事業 A 型 整備・運営事業者募集要項

令和 3 年 12 月

西 宮 市

## 小規模保育事業A型 整備・運営事業者募集要項

### 1. 募集の趣旨

西宮市では、保育所待機児童の解消を図ることを目的に、次のとおり小規模保育事業の整備・運営事業者を募集します。

### 2. 応募資格

以下の（1）から（5）の条件をすべて満たしていること。

（1）令和3年4月1日現在、認可保育所、幼稚園、認定こども園（地方裁量型は除く）を1年以上、又は小規模保育事業、事業所内保育事業を2年以上運営している法人であること。

（2）（1）に該当する施設において、過去3年間（過去3年間実施されていない場合は直近）に実施された自治体等の指導監査等で文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合でも適正な改善報告がされており、同様の指摘を複数回受けていないなど、今後適正に法人運営、施設運営がなされる見込みであると認められる際には対象とする。

（3）社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等を熟知し、保育事業に熱意を持ち、小規模保育事業の運営を適切に行う能力を有する法人であること。

（4）西宮市の保育行政をよく理解し、積極的に協力する法人であること。

（5）小規模保育事業を行うために必要な経済的基盤があり、財務内容、本事業の資金計画及び事業計画が適正であるとともに、アからエまでの全てを満たすこと。

ア 施設整備に要する資金のうち、施設整備等に係る補助金額（詳細は6を参照）を除く法人自己負担分の資金については、普通預金、当座預金等により資金を有すること。もしくは、金融機関等からの融資により法人自己負担分の資金を確保すること。

なお、金融機関等から融資を受ける場合は、融資の確実性を示す資料を提出すること。

イ アの施設整備に要する法人自己負担分の資金とは別に、小規模保育事業所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

ウ 直近の会計年度において、3期以上連続して損失を計上していないこと。

エ 賃貸物件により事業を実施する場合は、1年間の賃借料相当額をア及びイに相当する資金とは別に、安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

### 3. 募集内容

#### (1) 募集施設の類型

児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、類型は西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する小規模保育事業A型とする。

#### (2) 施設規模

認可定員及び利用定員は15人以上19人以下とする。

定員構成については、0歳児<1歳児≤2歳児とする。

#### (3) 募集対象地区

上甲子園小、鳴尾北小、小松小、段上西小、樋ノ口小、高木小、高木北小、深津小の各小学校区内。該当町名は、別紙「募集対象町名一覧」に記載のとおり。ただし、市内既存施設を連携施設とする場合はこの限りではない。

\* 便宜上、小学校区単位で記載していますが、募集施設数については、連携施設となる施設の定員や地域の保育需要等を考慮して決定します。

\* 兄弟姉妹の入所可能性や通園時の利便性を考慮し、応募施設と連携施設間の距離は離れすぎないこと（概ね500m以内が目安）。

#### (4) 連携施設の確保

西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第1項各号に規定する連携協力を行う施設（連携施設）を適切に確保し、本事業の小規模保育事業卒園児の受け入れ等を事業者が自ら行うこと。なお、確保方法は次のいずれかによること。

ア 事業者自らが認可保育所を新設

イ 事業者自らが運営する幼稚園を幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園へ移行

ウ 事業者自らが運営する市内既存施設（認可保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園）の定員変更により受入枠を設定

#### (5) 開設時期

令和5年4月又は令和6年4月

#### (6) 開所日及び時間

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）以外は原則開所すること。

11時間の開所時間に加え、延長保育を30分以上実施すること。

#### (7) 注意事項

事前相談の際に、既存保育所等との距離、利便性、地域の保育需要を考慮して判断しますので、募集対象地域内であっても受付できない場合もあります。

\* お申込みいただいた物件についての受付可否についてはお答えしますが、他の申込み状況についての質問にはお答えできません。

\* ご質問やお申込みについては、設置運営予定の事業者様からお願いします。

#### 4. 施設設備に関する条件

- (1) 事業者自らが所有又は賃借する物件において整備・運営を行うこと。
- (2) 施設整備にあたっては、西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律201号）、児童福祉法その他関係法令を遵守すること。
- (3) 整備する建物は、次のア及びイを満たすこと。
  - ア 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されている建物であること。
  - イ 建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であること。それ以前に建築されたものにあつては建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題ないことが確認された建物であること。
- (4) 既存施設を改修して床面積が200㎡を超える保育施設を設置する場合、建築基準法で定める用途変更の手続きを必要に応じて行うこと。事前に西宮市建築指導課に用途変更が可能であるか図面を持参して確認をすること。
- (5) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）、調理設備（調理のための加熱、保存等の調理機能を有すること。）、幼児専用便所、手洗用設備（便所手洗設備とは別）及び沐浴設備を設けるとともに以下の基準を満たしていること。

区分	要件
乳児室又はほふく室	面積は2歳児未満1人につき3.3㎡以上とし、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ）を確保すること。
保育室又は遊戯室	面積は2歳児以上1人につき1.98㎡以上とし、保育に有効な面積を確保すること。
屋外遊戯場	面積は2歳児以上1人につき3.3㎡以上とし、児童が実際に遊戯できる面積を確保すること。ただし、敷地内に適当な遊戯場を確保することが困難な場合は、付近にそれに代わるべき公園、広場等があること。
調理設備	調理を行うスペースには、児童が保育室等から簡単に立ち入ることがないように、保育室等と区画されていること。調理設備は定員に見合う設備を有すること。設置にあたっては事前に西宮市保健所食品衛生課と協議すること。
医務室	設置が困難な場合は、安静が保てるスペース、設備等を確保すること。
便所、沐浴設備	便所には保育室等用とは別にトイレ専用の手洗い設備が設けられているとともに、保育室等及び調理スペースと区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。

(6) 原則、保育室等は1階に設置されていること。やむを得ず保育室等を2階に設ける建物は、次のアからウまでの要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

区分	施設又は設備
常用	1 屋内階段 2 屋外階段
避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

ウ 保育室等その他児童が出入りし、又は通行する場所に、児童の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(7) 保育室等から避難する経路が2方向以上確保されていること。また災害時や不審者対策のため、兵庫県警への通報装置（県警ホットライン）、防犯カメラ、出入口への電子錠、消火器、誘導灯の設置などの対策を行うこと。

(8) 消防法の規定に基づき、非常警報器具（警鐘・携帯用拡声器・手動式サイレン）又は非常警報設備（非常ベル・自動式サイレン・放送設備）を設けること。施設の状況によって設置が不要の場合もあるので、事前に西宮市消防局予防課に図面を持参して確認すること。

(9) 児童の保健衛生上必要な採光及び換気等に十分に配慮された建物であること。

(10) 開設時期に間に合うよう工事完成時期は開設準備期間を考慮して設定すること。

## 5. 施設運営に関する条件

(1) 保育内容は保育所保育指針に準じること。また、次の点に留意すること。

ア 生活用具、玩具、絵本等は年齢および発達に応じたものを用意すること。

イ 天候等に支障がない限り、園外（連携施設の園庭を含む）での保育を実施すること。

ウ 年齢に応じた食事時間設定や保育室内の物の配置、子どもの動線設定等に配慮するなど、異年齢保育の特性を考慮した保育環境を整備すること。

(2) 運営にあたっては、西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、その他関係法令を遵守すること。

(3) 本市から提供する「日々の養護」、「保健衛生ハンドブック」、「保育所における食物アレルギー・アナフィラキシー対応の手引き」、「西宮市地域型保育事業の安全ガイドライン」等に基づいて保育を実施すること。

(4) 睡眠中は仰向けに寝かせるなど、乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防に努めること。

(5) 次のア及びイを満たす施設長（管理者）を配置すること。なお、原則として申請後の施設長（管理者）の変更は認めない。

ア 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、保育所保育指針を熟知しており、保育の実施と運営上に根拠となる法令はもちろん、基本的な関係法令（福祉分野に限らず雇用・労働、防災、環境への配慮に関するもの等）を正しく理解している者。

イ 常勤職員で保育士資格を有し、認可保育所、幼稚園、認定こども園（地方裁量型は除く）、小規模保育事業、事業所内保育事業に2年以上従事した経験のある者。

(6) 保育士、嘱託医、嘱託歯科医及び調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託もしくは西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。なお、調理員については、調理師や栄養士資格は必須ではないが、衛生管理や栄養管理、献立の作成ができる者を配置すること。

(7) 保育士の配置については次のとおりとする。

ア 保育士の配置は、0歳児3人につき1人以上、1、2歳児6人に1人以上とする。

イ 上記アに加え、保育士を1人以上配置すること。

(注) 人数の算定に当たっては、年齢ごとに計算した人数（小数点第2位を切り捨て）の合計を算出し、小数点第1位を四捨五入すること。

ウ 開所時間中は常勤（常勤的非常勤を含む）の保育士1人以上を含む2人以上の保育士を配置すること。

エ 保育士については、1施設につき、1人に限り、保健師又は看護師を保育士とみなすことができる。

オ 園外（連携施設の園庭を含む）での保育における引率の保育士は必ず複数とすること。

(8) 食事の提供は、原則、施設内にて調理する方法（自園調理）によること。ただし、一定の基準（調理終了後から2時間以内に喫食が可能など）を満たす場合は、西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第17条第1項の規定により連携施設等から食事を搬入することは可能とする。

なお、調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省家庭局長通知）を遵守すること。

(9) 食事の提供にあたっては、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号別添）に基づく、衛生管理の徹底に努めるとともに、アレルギー対応が必要な児童への除去食や代替食など、一人ひとりの心身の状況に配慮した食の提供を行うこと。

- (10) 利用児童に対し、入所前健康診断及び少なくとも年2回の定期健康診断を実施すること。また職員への健康診断は少なくとも年1回実施し、給食調理、食事介助、配膳に携わる者は毎月検便を行うこと。(ただし、6～10月の間は月2回検便を行うこと。)
- (11) 虐待の予防・早期発見のための対策や虐待が疑われる場合の対策を講じること。
- (12) 要保護児童や、障害のある児童、特別な支援や配慮が必要な児童を受け入れ保育すること。
- (13) 保護者と十分に連絡をとり、保育内容について保護者の理解及び協力を得るように努めること。また保護者からの苦情に迅速に対応するため、苦情受付の窓口を設置し、連絡先を周知すること。
- (14) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令に準じ、適切に取り扱うこと。
- (15) 業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと。
- (16) 利用者負担額(保育料)は、市が定めた利用者負担額を事業者で徴収し運営費に充当すること。
- (17) 小規模保育事業専用の独立した口座を設け、その他の事業の会計と区分すること。
- (18) 避難及び消火に対する訓練は少なくとも月に1回は実施すること。
- (19) 保育中における入所児童の事故等に備えて損害賠償保険に加入すること。
- (20) 入所児童の3歳以降の受け皿となる連携施設(民間保育所、幼稚園又は認定こども園)を確保し、保育内容の支援(集団保育の機会の設定等)や必要に応じた代替保育の提供を実施すること。

## 6. 施設整備等に関する補助金について

### (1) 開設準備経費等

事業者が自ら所有もしくは賃借する物件を改修して施設整備を行う場合で、当該事業が国の保育対策総合支援事業費補助金の対象事業として採択された際は、次のとおり補助金が交付されます。ただし、今後、本市の予算措置がなされることを条件に実施するものであり、実際の補助額は今後の制度により変更となる場合があります。

ア 施設開設時に必要な建物の改修費等に対する補助で、補助額は、補助対象経費に係る実支出額の3/4とする。ただし、26,250千円を上限とする。

イ 施設整備のために補助金を申請する場合、事業者選定後に市から指示があるまでは整備事業に着手することができないので留意すること。また、建築工事の請負業者の選定に際しては、本市の指導に基づいて入札(原則として公募型指名競争入札)を実施すること。

ウ 応募時に申請書(様式1-1)に記載した開設予定日に開設できない場合、当該補助金は交付しない。

## (2) 運営費

当該募集により選定され、施設基準等を満たして認可され、特定地域型保育事業者として確認を受けた法人は、保育事業の運営に必要な経費として「地域型保育給付費」（保護者から徴収する規定の利用者負担額を公定価格から差し引いた額）を支給する。

## 7. 応募方法等

### (1) 事前相談、受付期間について

本募集については、随時受付とします。

- \* 事前相談が必須となります。応募を検討されている保育事業者（法人）は、事前相談シートに必要事項を記載のうえ、電子メールにて、件名を「小規模保育事業A型整備・運営事業者募集」とし、事務局メールアドレスにファイル添付形式にて送信、もしくは直接持参してください。
- \* 提出は、整備・運営する事業者が直接行うこと。コンサルタント等からの申請は不可とします。
- \* 事前相談の際に、既存保育所等との距離、利便性、地域の保育需要を考慮して判断しますので、受付できない場合があります。
- \* 事前相談、応募申込み等で来庁を希望される場合は、事前に事務局にご連絡のうえ、指定の日時にご来庁ください。
- \* 応募状況に応じて、事前案内無しに募集を打ち切ることがあります。
- \* 事前相談後に事務局で受付可能地域と判断した場合は、申請書類の提出までに、計画地の地元自治会・近隣住民等に対し、小規模保育事業所設置について申請を行う旨の説明を行うこと。

### (2) 申込方法

事前相談後、申請書類を受け付けます。ただし、施設整備計画や補助金手続き等との関係で、開園予定時期の調整を行うことがあります。申し込みにあたっては、別紙「提出書類一覧表」に従い、A4ファイルに綴り込みの上、持参すること。（郵送可）

- \* A4ファイルの厚さは3cm以内に収めること。
- \* 提出された書類等は返却しません。
- \* 応募のために生じる一切の費用については申込者の負担とします。
- \* 必要に応じて、別途資料を請求する場合があります。
- \* 申込後に辞退する場合は、「申込辞退届」（様式任意）を提出すること。

### (3) 提出部数 9部（原本1部及び写し8部）



## 8. 事業者の選定

### (1) 事業者の選定方法

西宮市家庭的保育事業等実施法人等審査会（以下、「審査会」という。）において、事業計画等を審査し、事業者を選定する。選定にあたっては、書類審査に加え、法人の代表者等にヒアリング審査を実施する。なお書類審査において、募集条件を満たしていないことが判明した応募法人については、選定対象から除外することとし、ヒアリング審査を実施しない。その場合には、応募法人にその旨を文書で通知する。

### (2) 選定の基準

ア ヒアリングの審査は、応募法人の代表者、施設長予定者を含む4名までの出席とする。なお、市が指定した日時でのヒアリング審査へ出席ができない場合は、選定対象から除外する。

イ 審査会において、「事業者の状況」、「事業計画書」、「収支計画書」、「保育内容」について評価を行い、市の求める基準に達している法人の中から選定する。

### (3) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とし、選定対象から除外する。

ア 児童福祉法第34条の15第3項第4号に該当する場合。

イ 法人又はその代表者が法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税等を滞納している場合。

ウ 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者のいずれかに該当する場合。

エ 代表者及び役員に破産者がいる場合。

オ 会社更生法及び民事再生法等による手続き中である場合。

カ 本募集要項に定める応募資格や条件に反する内容で応募した場合。

キ 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合。

ク 申請書類に虚偽の記載があった場合。

ケ その他不正な行為があった場合。

### (4) 選定結果

ア 選定結果は応募事業者に文書で通知します。電話等による問合せには応じられません。

イ 本募集要項に記載する条件を満たしていない場合には、審査の結果、選定されない場合があります。

ウ 整備法人として決定した事業者名及び計画概要についてはホームページ等で公表します。

## 9. その他

- (1) 選定された法人は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備及び運営に当たっては、関係法令（「西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」）を遵守することはもとより、西宮市の指示に従うこと。
- (2) 選定された法人は、近隣住民との連携、調整を十分に行うこと。
- (3) 事業計画の変更は原則として認めない。変更する場合は必ず事前に協議すること。ただし、事業計画を変更することができるのは、真にやむを得ない理由があると認められる場合に限るものとする。特に開設日については厳守することとし、事業者の責によらない理由を除き、原則として延期は認めない。
- (4) 市は選定された法人において、以下の場合、選定を取り消す場合がある。この場合、法人はすでに要した費用の弁済を求めることはできない。
  - ア 本募集要項に記載された事項について、重大な違背行為があったと認めるとき。
  - イ 当初予定していた施設等の確保が困難になるなど計画内容に大幅な変更が生じたとき。
  - ウ 予定していたスケジュールから大幅な遅れが生じるとき、あるいは事業実施の目処が立たなくなったとき。
  - エ その他の事情により、適切な保育事業の実施が困難と認めるとき。
- (5) 事業者選定後、事業の実施を取りやめる場合は、必ず事前に協議の上、速やかに辞退届を提出すること。

## 10. 応募に関する質問の受付・回答

- (1) 応募にあたり質問がある場合は、軽微な場合を除き、別紙（様式7）「質問票」により行うこと。回答は原則として質問受付日より1週間以内に個別に回答します。ただし、審査内容や評価項目等に関する質問については、一切回答しません。
- (2) 応募期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、西宮市ホームページに掲載するので、当ホームページについては、定期的に確認をすること。（当ホームページ記載事項を確認しないことによる不利益については、一切責任を負わない。）

## 11. スケジュール（予定）

### 【令和5年4月開設の場合】

令和3年12月	～	随時	募集要項・申込書配布、事前相談
令和4年4月	～	7月	応募申込書受付、審査会開催及び事業者決定
令和4年8月	～	9月	準備期間
令和4年10月	～	11月	工事請負に係る入札、工事請負業者決定
令和4年11月	～		内装改修工事（事業者）
令和5年1月	～		認可申請・確認申請
令和5年4月			事業開始

※令和6年4月開設については、別途お問い合わせください。

## 12. 事務局

西宮市 こども支援局 子供支援総括室 保育施設整備課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所（本庁舎）7階

電話 0798-35-3718 F A X 0798-35-5525 E-mail [hoikusei@nishi.or.jp](mailto:hoikusei@nishi.or.jp)

以 上

募集対象町名一覧

小学校区	募集対象町名
上甲子園	甲子園口1～3丁目、戸崎町
鳴尾北	甲子園一番町～甲子園六番町、里中町1～3丁目、上鳴尾町、若草町1・2丁目、学文殿町1・2丁目、花園町
小松	小曾根町1～4丁目、小松東町1～3丁目、小松北町1・2丁目、小松西町1・2丁目、小松町1・2丁目、小松南町1～3丁目
段上西	甲東園1・2丁目、仁川町2丁目、段上町1～5丁目、段上町7丁目（1番、8番）、段上町8丁目（1・2・6～10番）、上大市3・4丁目
樋ノ口	樋ノ口町1・2丁目、大島町、若山町、門前町、林田町（9番）、堤町、荒木町（5～22番）、上之町
高木	甲風園1～3丁目、高木東町、高木西町、北口町、南昭和町（3番）、長田町、大森町、荒木町（1～4番）
高木北	伏原町、薬師町、林田町（1～8・10・11番）、野間町
深津	大屋町（1～3、12～18、24～29番）、中島町（1、8～12、19～21番）、田代町、高畑町、深津町、高松町（6・8～22番）

※便宜上、小学校区単位で記載していますが、募集施設数については、連携施設となる施設の定員や地域の保育需要等を考慮して決定します。

※事業者自らが運営する市内既存施設を連携施設とする場合は、上記地区以外においても応募可とします。

※兄弟姉妹の入所可能性や通園時の利便性を考慮し、応募施設と連携施設間の距離は概ね500m以内（目安）とすること。